

小口当座貸越根保証

制度の特徴

小規模企業者を対象とした当座貸越の根保証制度です。

対 象 者	原則1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者であって、下記のいずれにも該当する者 1. 商工会議所等の会員又は同所の実施する経営指導を概ね6か月以上前から受けているもの 2. 常時使用する従業員が40名（商業・サービス業は10名）以内であるもの 3. 原則2年以内に追認（特別）小口保証及び当該根保証の残高（完済を含む）を有するもの 4. 業歴3年以上で、債務超過でなく、店舗、住宅又は工場等のいずれかを自己所有し、償還能力があると認められる先で、最近の決算において利益を計上または与信取引が2年以上ある先。
保 証 限 度 額	500万円
保 証 期 間	1年または2年
据 置 期 間	—
金 利	2.0%以内(変動金利)
保 証 料	0.13~1.19%
担 保	原則不要
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)